

事業主の皆様へ

昨今、従業員あるいは元従業員との間の労務トラブルや労働基準監督署よりサービス残業や従業員の解雇問題などで調査を受ける機会が増加しています。その際、就業規則の不備を指摘されることが多くなっています。

また、助成金を受けるにも、就業規則が整備されていることが要件になっています。

平成 22 年 4 月から
定年延長等継続雇用の
措置年齢が 64 歳までに
なります。

監督署の調査により、規則
の訂正の是正勧告を受けた

うつ病で休職中
の社員に辞めても
らいたい
勤務態度不良な
社員を解雇したい

**就業規則の
見直し
が必要です**

労働基準法が平成 22 年 4 月から改正されます。

時間外労働の割増賃金率の引き上げ
割増賃金の支払に代えた有給休暇を導入
限度時間を超える時間外労働割増賃金引上努力義務
年次有給休暇を時間単位で取得 など
大幅な改正があります

育児介護休業法が平成
22 年 6 月 30 日から改正
されます。

短時間勤務の義務化、
時間外労働の免除・
看護休暇・介護休暇創設
パパママ育休プラス
など

今ある規則を見直し、法改正に適応した、トラブルが起きないように会社を守る就業規則に作り直しましょう。

ご相談は 伏屋社会保険労務士事務所に どうぞ

TEL058-272-3872 FAX058-276-2027 E-mail : info@fuseya.co.jp